

## 広報つきがた

昭和56年1月10日発行(第三種郵便物認可)

『審判前の保全  
処分』をご存知?



民法及び家事審判法の一部改正する法律が、昭和56年1月1日から施行されました。この法律においては、配偶者の相続分の引上げと共に強制力のある審判前の保全と、事件の関係人の日常生活に直接関連するものが多く、迅速な事件処理が重要ですが、これと共に家庭裁判所で取り扱う事件は、事件の実態を調査して、事件の実情に即した公平で正しい審判を行うことが必要で、そのためにはある程度の期間を要します。しかし場合によつては、事件の関係人の生活が窮屈していく事件について終局的な判断を示す審判が下されるまでの間到底これを放置することができないとか、この間に事件の関係人の財産が散逸して、審判がされてもこれを実現することができなくなってしまうというような事態が生ずることも少なくありません。これまで家事審判の手続で、本案件の審判に先立つて暫定的に生活費の支払、物の引渡しを命じたりする審判前の仮の処分の制度がないと解され実効性にとぼしい

ものでした。このような問題を解消する為、今回の法律改正により強制力のある審判前の保全処分制度が、新設されました。

審判前の保全処分というものは、本案件の審判に先立つて行われる暫定的な処分ですが、家庭裁判所が命ずることのできる主な処分として大きく分けて次のようないます。

（1）財産の管理保存の為、財産の管理者を選任する処分です。

（2）職務代行選任という類型

事故（けがや重病や死亡）にあつたとき、それまで滞りなく一年の保険料が払つてあることが条件です。（ただし障害年金と遺児年金は他の年金制度で保険料を納めた期間を含めて一年あればよいのです）。

これより保険料を払つた期間が短いときは、障害、母子、準母子の「扶助年金」の制度があつて救済されますが、年金額が少くない

2月の行政相談日

|                |                          |                          |                          |
|----------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 毎月第3月曜日(2月16日) | 二月九日(月)                  | 二月十六日(月)                 | 二月二十三日(月)                |
| 1時30分~4時30分    | 月寿荘で午後一時半から四時まで(開設日いずれも) | 月寿荘で午後一時半から四時まで(開設日いずれも) | 月寿荘で午後一時半から四時まで(開設日いずれも) |
| 会場             | 月寿荘                      | 月寿荘                      | 月寿荘                      |

おめでたす おこやみ

十二月一日～十二月三十一日 受理

心配ごと相談所 開設のお知らせ

月潟村心配ごと相談所では、次

な事故に会わないと限りません。

の日程で特設相談所を開設いたします。

個人の秘密は固く守りますので

お問い合わせの方は、お気

軽に御相談下さい。

ひとは生身、いつどこで、どん

な事故に会わないと限りません。

月潟村心配ごと相談所では、次

の日程で特設相談所を開設いたし

ます。

個人の秘密は固く守りますので

お問い合わせの方は、お気

軽に御相談下さい。

ひとは生身、いつどこで、どん

な事故に会わないと限りません。

月潟村心配ごと相談所では、次

</